

■**米国：世界最大手石炭事業者 Peabody Energy 社が破産法の適用を申請**

各種報道によると、世界最大手の石炭事業者である Peabody Energy 社（本社：ミズーリ州）は 2016 年 4 月 13 日、連邦破産法第 11 条（民事再生法）の申請を行った。同社は、破産法の適用により、負債の大幅な軽減および収支の改善を図り、長期的な成功に向けて体制を整えるとしている。なお、今回の破産を導いた要因として、近年の石炭価格の大幅な下落や国内のシェールガス増産等が挙げられる。